

住まいの耐震化への3ステップ

昭和56年（1981年）5月31日以前に建てられた木造住宅に対する豊中市耐震補助制度（2025年度）

耐震診断費用の補助

●耐震診断とは：建築士などが建物の現地調査を行い、大地震で倒壊する可能性を計算し、数値による評価をします。

●評価の基準：1.5以上 倒壊しない
1.0～1.5未満 一応倒壊しない
0.7～1.0未満 倒壊の可能性がある
0.7未満 倒壊の可能性が高い

●耐震診断費用の目安（木造戸建ての場合）
5万円～15万円程度

市からの補助金の額

(上限) **5.0万**円/戸
(診断費用の**11**分の**10**まで)

※代理受領ができます。

家の耐震性を
把握しよう！

耐震設計費用の補助

●耐震設計とは：耐震性が不足(評点1.0未満)して補強工事を考える場合、予算や工事時期などの希望にそって建築士が補強内容を設計し、工事費用を見積もります。

●補助対象となる設計：評点1.0未満の場合、1.0以上にする設計
評点0.7未満の場合、0.7以上にする設計又は
2階建住宅の1階部分を1.0以上にする設計

●耐震設計費用の目安（木造戸建ての場合）
15万円～25万円程度

市からの補助金の額

(上限) **10万**円/戸
(設計費用の**7**割まで)

※所得要件等あります。
※代理受領ができます。

設計すれば
工事費用が
分かるよ！

耐震改修費用の補助

●耐震改修とは：耐震設計に沿って、耐震性を高める補強工事をします。

●水回りのリフォームやバリアフリー工事などと合わせ耐震改修工事を行えば経済的です。

補強して
安心！

市からの補助金の額

(最大) **107.5万**円/戸
※所得に応じて40万円、85万円
(改修費用の**5**割まで)

※所得要件等あります。
※代理受領ができます。

耐震設計と耐震改修の補助を
同時に申し込むこともできます！！

除却(解体)費用の補助

耐震性が不足していた場合、解体する補助もあります。

解体する
場合の補助！

市からの補助金の額

(上限) **40万**円

※所得要件等あります。

●費用の計算例（耐震診断の場合）

耐震診断費用6万円 － 市補助金 5万円 ⇒ 自己負担 1万円

着手（**契約**）前に手続（申込、交付決定）が必要です。着手（**契約**）後は申込できません。

受付期限は**2025年12月末**予定ですが、予算枠に達し次第受付を終了することがあります。

豊中市役所 第二庁舎5階 都市計画推進部 建築審査課

電話 06-6858-2417

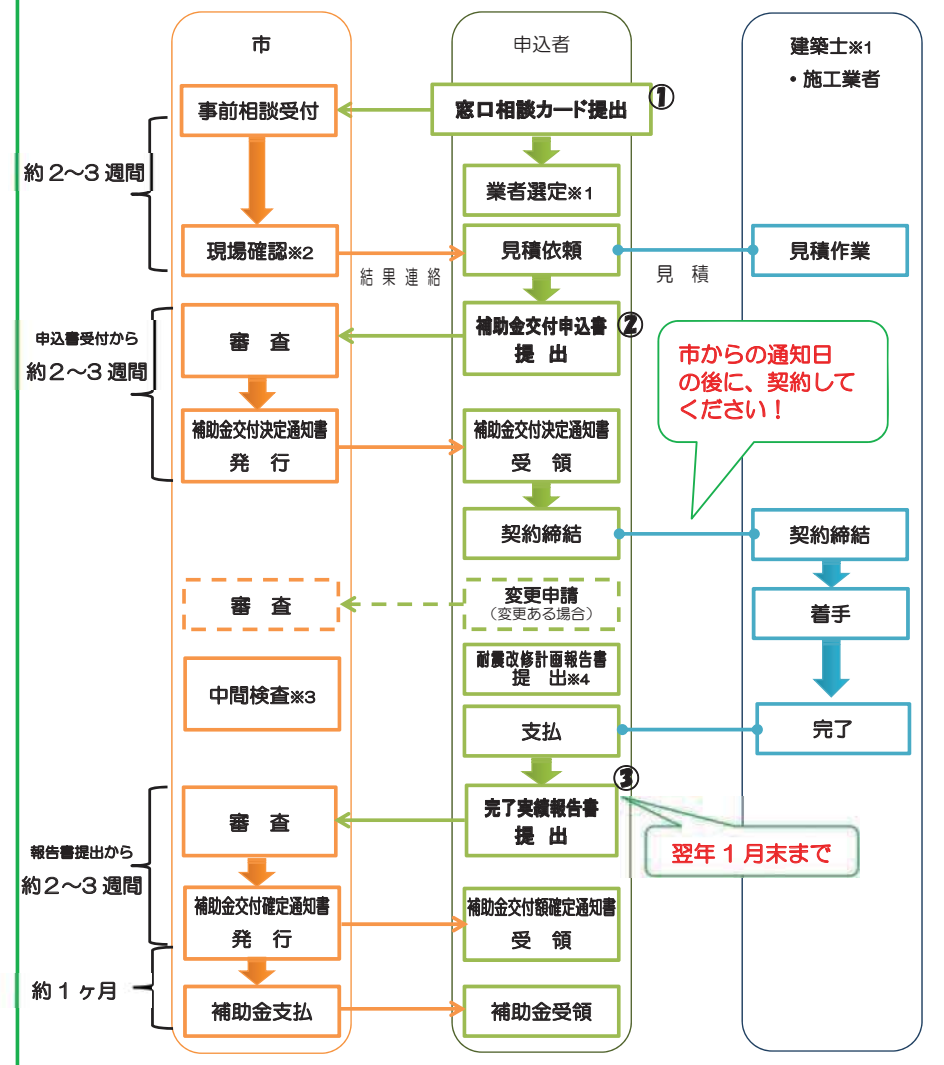


◆補助対象要件 チェックリスト◆

各耐震補助の種類ごとに チェック☑ がつか、確認してください。

チェック項目		各耐震補助			
		耐震診断	耐震設計	耐震改修	除却
申込者	① 建物所有者です。	☐	☐	☐	☐
	② 法人ではありません。	☐	☐	☐	☐
	③ 建物所有者全員の前年の所得合計は、1200万円以下です。	☐	☐	☐	☐
	④ 建物所有者全員の前年の課税所得合計は、507万円未満です。 建物所有者全員の補助申込時の資産合計は、1,000万円以下です。	☐	☐	☐	☐
	⑤ 建物所有者の全員、他の長屋所有者の全員、賃借人の全員の同意（設計補助は除く）、分譲共同住宅の場合は管理組合の決議があります。	☐	☐	☐	☐
	⑥ 土地所有者の同意があります。	☐	☐	☐	☐
補助対象建築物	⑦ 申込予定の建物は、豊中市内にあります。	☐	☐	☐	☐
	⑧ 申込予定の補助を、今までにこの建物で受けたことはありません。	☐	☐	☐	☐
	⑨ 昭和56年5月以前に建築しました。 （昭和56年6月以降に増築している場合は、その増築面積が、昭和56年5月以前の延べ面積の1/2未満です。）	☐	☐	☐	☐
	⑩ 全て木造です。（鉄筋コンクリートの地下車庫、ビルトインガレージの鉄骨柱など、他の構造の部分はありませぬ。）	☐	☐	☐	☐
	⑪ 住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅）です。 （併用住宅の場合は、住宅部分の面積が1/2以上です。）	☐	☐	☐	☐
	⑫ 現在居住しています。（木造住宅の場合、これから居住することを含む）	☐	☐	☐	☐
	⑬ 2階以下です。	☐	☐	☐	☐
	⑭ 延べ面積が1,000㎡未満です。	☐	☐	☐	☐
	⑮ 賃貸物件ではありません。	☐	☐	☐	☐
	⑯ 建築基準法に適合しています。（適合していない場合は、耐震改修工事と同時に適合させる必要があります。）	☐	☐	☐	☐
	⑰ 平成24年度（2012年度）以降の耐震診断の結果、数値が1.0未満です。 ※耐震診断をしていない場合は、耐震診断が必要	☐	☐	☐	☐
	⑱ 耐震診断の結果の数値が0.7未満、「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果が7点以下、または耐震診断調査票において倒壊の危険性があると判断されたもの。	☐	☐	☐	☐
補助対象工事	設計・工事の内容は、下記のいずれかです。 （ア・イの場合は一定の評点となるもの） ア. 基礎・柱と梁などの接合部・壁の補強工事 イ. 屋根を軽量化する工事 ウ. シェルター設置工事（耐震改修のみ。耐震設計は対象外） ※上記に該当しないリフォーム工事は対象外	☐	☐	☐	☐

【手続きの流れ】



委任状により代理者の方に来ていただいても受付は可能です。

※1 耐震診断・改修講習会を受講し、受講修了者名簿に登録された耐震診断技術者等

※2 耐震設計、耐震改修、除却補助の場合のみ

※3 耐震改修補助の場合のみ

※4 耐震設計補助と耐震改修補助を同時に申込む場合

詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kenchiku_kaihatsu/taisin/taishincho.html

豊中市ホームページ

豊中市 耐震

検索

